

### 令和 4 年度 第 2 回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会

日時：令和 4 年 8 月 2 日（火）午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分

実施方法：オンライン開催（Zoom）

発言者	発言要旨
<p>進行：事務局 （県社協 熊井部長）</p>	<p>本日はお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。ただ今から、令和 4 年度第 2 回埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会を開催いたします。</p> <p>私は、進行を務めます埼玉県社会福祉協議会の熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本来であれば、ご参集いただき、皆様とお顔をあわせて開催を予定しておりましたが、コロナ禍の状況を踏まえ、やむを得ず今回は、ZOOMにて開催をさせていただきました。</p> <p>皆様には、急な変更にも関わらず、ネットワーク環境の設定等でご協力くださりありがとうございました。</p> <p>次に、会議の公開についてですが、県では、外部の委員の皆様を含めたこのような会議につきまして、御検討いただく内容が個人のプライバシーを侵害するおそれ、あるいは、特定の者に不利益を与える恐れがあるなどの場合以外には、原則として公開することとしております。</p> <p>本日の会議の内容については、非公開の事由には当たらないものとして公開とし、会議資料は会議終了後速やかに、会議の議事録は後日、ホームページで公表させていただきますことを、御了承ください。記録のための録音及び写真撮影につきましても御了承ください。</p> <p>なお、本日の傍聴者は 1 名いらっしゃっていますのでご報告いたします。</p> <p>また、本日の出席者は、次第資料 2 ページのとおりです。本日は、オブザーバーとして、元ヤングケアラーで、ヤングケアラー支援に取り組んでいらっしゃる宮崎様、野口様にご出席いただいております。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>ここからの進行は、議長の田中委員にお願いいたします。</p>

田中議長	<p>これよりしばらくの間、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様のご協力と、忌憚のない御意見をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1回協議内容について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (県社協 大島主幹)	<p>〈事務局から資料1、2を説明〉</p>
田中議長	<p>資料1「各課題と協議事項」に、課題の全体像を整理してもらいましたが、今後の進め方として、資料1の課題と協議事項を踏まえながら、協議を進めていき、その結果は、資料2の支援の流れに沿って、手引きとして作成していくということでした。</p> <p>この時点で、委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。よろしければ、次の協議に移らせていただきます。</p> <p>では、協議1「ヤングケアラーの理解」について、事務局にて説明をお願いします。</p>
事務局 (県社協 大島主幹)	<p>〈事務局から資料3を説明〉</p>
田中議長	<p>それでは、ただ今、御説明がありました内容について、皆様から御質問、御意見はございますか。</p> <p>では、1点私から若者ケアラーというところに、触れさせていただこうと思います。</p> <p>子ども・若者という文脈では、子ども・若者支援の法律があったり、若者サポートセンターなどと動きもあつたりしますが、年齢をきっぱりと区切ることが必要か必要でないかの論議も必要だと思っています。ヤングケアラーの捉え方は、オーストラリアでは25歳未満という設定、私が今所属している日本ケアラー連盟においては、本当に探り探りの段階で18歳以降、またおおむね40代というような、曖昧な表現で進んでいる段階です。</p> <p>埼玉県においては条例がありますので、ヤングケアラーとケアラーという条文はありますが、若者をどう捉えるかは悩ましいと</p>

<p>土屋委員</p>	<p>ころであります。もし、ご意見や思いがありましたら、伺えたらと思います。</p> <p>ちなみに土屋委員、実践されているアスポートは若者をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。</p> <p>アスポート学習支援教室の土屋です。</p> <p>若者の捉え方ですけれども、私たちの支援対象は学齢期になっています。主に小学生から高校生までというところです。ただ、そこは少し広げて解釈していかなければいけないかなとは思っています。といいますのも、支援が必要という意味では0歳、あるいは妊産婦からも必要ですし、それから例えば高校に行かなかった子どもですね。</p> <p>実は、ヤングケアラーの調査を高校生にした時に、中学生の時に家庭で親をケアしながら高校へ行くのは無理だと判断をして、高校に行かないという子どもたちは、実はある一定程度います。調査の対象には入りません。そういう子どもたちは、やはり私たちはきちんと支援するべきだと思いますし、高校へ行かなくて少しケアが落ち着いて、二十歳ぐらいになった時に、やはり高校へ行こうかなと思う子たちもいるのです。</p> <p>実際に全く家事ができない重い鬱の母親の面倒を見ながら、妹の面倒を見ながら高校を続けていくのが難しくて中退してしまったという子がいます。その子を私たちは、高校へ行っていないからと手を切ることはできなくて、きちんと次のところへつなげるまでは支援するというようにつながっていったら、この間、通信制高校にやはり行きたいというのです。もう二十歳になっていますが。</p> <p>ですので、つまりいたのは小学校や、あるいは中学校かもしれないけれども、その後も18、19、20、あるいは25ぐらいまで育ち直しではないですが、もう一回チャレンジしたいという機会はあったほうがいいと思います。それを30にするか40にするかというところまでは分かりませんが、あまり年齢で、すぱっと切ってしまうほうがいいのではないかと思います。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。学習支援という現場の実情も踏まえてお話をいただきました。</p> <p>ぜひ、宮崎さんにも、コメントをいただきたいと思うのですが。ヤングケアラーは18歳以上も続くということもありますが、年齢層、若者世代というのをどのように捉えていらっしゃいますか。</p>

<p>宮崎氏</p>	<p>か。</p> <p>ありがとうございます。宮崎です。</p> <p>僕も年齢で、すぱっと区切るべきではないという考え方ですけども、一方である程度区切らないといけないという事情もあると思っています。その上で僕は、オーストラリアの25歳という定義が結構いいのではないかなと思っています。理由は、25歳は日本でいうと、大体社会人3年目ぐらい。そのぐらいの年齢までは結構支援が必要な方が多いと思います。就職して1年目で介護が必要になってしまったというのは結構あったりします。</p> <p>その場合、転職などは結構難しく、そういう子はヤングケアラーに含まれないのかということ、僕はそうではないと思っています。</p> <p>あとは、自立していく年齢だと僕は思います。家庭を出て一人暮らしをする、結婚する、仕事をするなど。そういう時にケアとの兼ね合いにぶち当たって悩みが噴出するという子がすごく多いと思います。それが大体25歳ぐらいまでなのではないかという気はしています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。貴重なご意見です。25歳。諸外国を見ますと、オーストラリアの25歳未満というのがありますね。日本でいうと、例えば引きこもりの方への支援、若者サポートステーションなどでは、熊本県では49歳も入っていると聞いたことがあります。埼玉県においてはいかがでしょうか。</p>
<p>県地域包括ケア課 (柳田主幹)</p>	<p>埼玉県の若者自立支援センターでも15歳から49歳で、熊本県と同じです。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>椎名委員</p>	<p>さいたま赤十字病院の椎名です。</p> <p>先程、オーストラリアが25歳という事例がありましたが、諸外国としてはどういう理由で25歳と決めているのでしょうか。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。イギリスではヤングアダルトケアラーという表現で、25歳と定義付けをしているかと思っています。しかもオーストラリアにおいては、病気や障害、精神疾患、あるいはアルコールやドラッグなど依存を抱える家族、パートナー、きょうだい等という対象者も、ケアが必要な病気や障害というところも</p>

<p>椎名委員</p>	<p>規定している定義です。25歳以下の若者として。宮崎さんがおっしゃるように、自立していく世代というところで、自立支援の必要性という観点から25歳というところを踏まえていると思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>前回の会議で報告した私の事例も年齢が18歳でした。年齢で区切る必要性があるかないかは別の課題だと思うのですが、年齢のみで区切ると、関わる機関がまた変わってしまい、継続した支援につながらないケースにもなってしまいます。ある程度の幅広い形で、ヤングケアラーから若者までなのか、ミドルぐらいまでにするのか。ある程度一定の支援機関が、ここまではこの支援機関で対応できますよという形で区切っていったほうが、支援はもっとしやすいかと思います。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。今の支援継続ができる対応やシステムづくり、場所づくりが求められていると、改めて確認できたように思います。単に子どもというところでは、児童福祉法であるように18歳未満というのは共通認識にありますが、その中でも継続してできるよう、この後の議論でどのような仕組みづくりをしていくかがポイントになるかと思います。改めて18歳以上の方も継続して支援をしていく対象ですという認識を、この手引の中ではしっかりと書いていくことが大切なことも確認できたように思います。</p> <p>その他、ヤングケアラーの理解の図がありますが、その点でお気付きの点やご感想でも結構ですが、いかがでしょうか。3段階に支援の必要性を①②③と整理しているところがありますけれども。皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>ヤングケアラーの支援の捉え方というところですか。これは①の部分は本当に全体を網羅していますし、②は特に身体的、精神的負担軽減のための支援ですね。あるいは、ニーズが特定化されたような形があります。③番が早期介入や要保護児童対策地域協議会との連携という緊急的な支援があります。</p> <p>また宮崎さんに振ってしまっただけで申し訳ないですが、家族支援の必要性で「伴走」という言葉がありますが、その時に、例えば問題を解決していくことだけではなく、本当に話を聞く。傾聴したり、共に共感をしたり、あとは継続的という意味での伴走もあります。この支援の捉え方を見た時に感じることや思うこと</p>

<p>宮崎氏</p>	<p>があれば、ぜひ教えていただければと思います。</p> <p>伴走というと、ヤングケアラーの家庭の解決とは何だろうと考えた時に、必ずしも介護が終わることが解決ではなく、家族がどうしたいかということと本人がどうしたいか。そこがきちんと本人の望むべきところに落ち着くというのが解決だと思っているのです。そうなった時に、やはりきちんと本音を聞くというのが大事です。</p> <p>例えば僕の経験でいうと、大学に行くのをやめるという選択をしたのですが、それが本音かということと本当は大学に行きたかったです。大学に行きながら、どうにかケアをして母を幸せにしたかった。ですが僕は、そこで大学に行かないという選択をしたので、そこをきちんと本音で本当はどうしたいのかを聞いてくれる仕組みが必要で、そのためにはやはり伴走して行って、本人がどうしたいかと家族がどうしたいかをきちんと把握して寄り添っていく必要があると思っています。そういう意味で、僕は伴走と言わせていただきました。</p>
<p>田中議長</p>	<p>解決の捉え方という、今すごく大事な示唆をいただいたと思います。本人がどうしたいのか、家族がどうしたいのかの希望というか意思をくんで導いていくというか、一緒に考えていくということですね。</p>
<p>宮崎氏</p>	<p>そうです。この間、ある事例を聞いたのですが、70歳ぐらいの結構高齢のお父さんがいて、その子は高校生の男の子で17歳の子。2人の家庭で、お父さんが認知症になってしまった。高校3年生の時で行政の支援とつながっていて、自分自身の生活に特に不満はないと言っているらしいのです。ですが、家はもうごみ屋敷状態になっている。でも、不満はないと言っていて、その不満はないというのが本音なのかが、僕は疑問かなと思っています。</p> <p>多分、その場でいくら聞いても、その答えしか返ってこない。ですから、それをきちんと高校を卒業する時にも今どう思うか聞いて、卒業した後もどう思うか聞いてというのを繰り返して行って、その中で本当はこうしたいという本音がいつか出てくるかなと思っています。それを拾っていくことが大事だと思っているのです。そういう事例もありましたので、共有させていただきました。</p>

田中議長	<p>ありがとうございます。どうしたいかのイメージが湧かない場合もあったり、適切な情報提供の中でだんだん自分の思いが、イメージが固まっていくというプロセスもあるかもしれませんね。</p> <p>ありがとうございます。野口さん、このヤングケアラーの支援の捉え方の資料をご覧いただいて、何かコメントなどありますでしょうか。</p>
野口氏	<p>今のお話を聞いていても思ったのですが、自分の思いを本当は話したいのに、やはり周囲に話す人がいなかったり、あとそういう環境になかったりした時に、私の場合ですけれども、話すことを諦めてしまうというか、もうどうなってもいいやと思ってしまったことがあります。ヤングとか若者世代というのは、進路を決めたりするライフスタイルが変わっていく時期ですが、そういう時に自分の希望や、本当はこうしたいけれども伝える人がいない。それで、ではもうそれをやめてしまおうと諦めに意識がいつてしまうと、人と話すこと自体をやめてしまう心境になってしまった経験が私自身もありました。</p> <p>伴走という言葉は、本当に何をもって伴走なのか。共に走るという言葉ですけれども、現実的に周りに誰か1人でもいいから寄り添える、話を聞いてくれる人がいるということが、そのケアラーさんにとって、とても大切な存在になると思います。そういう環境であったり人が周りにいてくれるということが、本人にとって大事なことであり、解決まで結び付かなくても自分の思いが伝えられる機会を一つ一つ積み重ねていけば、それが何か1つの解決につながったりしていくのかなと感じています。</p>
田中議長	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。とても重要なお話だと思います。前提となるような向き合い方、まなざしなど。これからヤングケアラーコーディネーターの議論なども入ってくると思いますが、寄り添い方や向き合い方というのは、大きなコメントをいただけたと思っています。ありがとうございます。</p> <p>この点に関しまして他の委員の皆さまからありますでしょうか。大丈夫でしょうか。では、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>続きまして、協議事項2番ですね。市町村行政の取り組みを踏まえた協議に移らせていただきます。本日は入間市、富士見市、鳩山町の3市町の委員の皆さまに事前に資料を作成いただき、本</p>

<p>木下委員</p>	<p>当にありがとうございました。初めに資料4に沿いまして、3市町から10分程度ご説明をお願いしたいと思います。その後全体で質疑応答を含めて協議をしていきたいと思います。</p> <p>では早速ですが、入間市の皆さん、よろしく申し上げます。</p> <p>入間市役所こども支援課の木下です。よろしく申し上げます。</p> <p>まず基本情報ですが、人口が14万6,000人ほど。うち子どもの数、15歳未満が1万6,000人。世帯数が6万7,000世帯ほどです。</p> <p>実態把握・調査ですが、令和3年7月に調査を実施しました。10月に報告書を公開しています。対象は、市内の小学4～6年生、中学1～3年生、高校1～2年生です。小学校1～3年生は、自分で回答することが難しいと思われましたので、担任の先生や養護教諭の先生に回答していただきました。</p> <p>入間市の場合、タブレット端末が小中学校の全児童生徒に配られていまして、高校生の場合ですとスマートフォンなどを活用してWEBアンケートを無記名にて行いました。市独自で作成した動画を視聴した後に回答してもらいました。</p> <p>その結果、5,277人、約52.6%の方から回答があり、小学生5.7%、中学生4.1%、高校生4.8%のヤングケアラーが存在するというので、国や県の調査とおおむね同様の結果でした。</p> <p>次に子どもに対する普及啓発として、先ほどお話したアンケートの実施にあわせて簡単な動画を作りました。まず、ヤングケアラーとはこういうものですよということをお子さんに分かってもらった上で回答いただきました。それから、埼玉県が作成したハンドブックやチラシの配布、市の公式ホームページへの公開や、ポスターの掲示、市の広報等でPRを行っています。</p> <p>動画では、まずお手伝いと世話の違いが分かるように工夫しました。それから課題ですが、ヤングケアラーといったレッテルを貼られてしまうことを心配するお子さんもいるということで、対応に気を付けなければいけないということがあります。また、学校に通っていない不登校児童や、市外の学校に通学しているお子さんについても、ヤングケアラーの情報や支援の情報が届きにくいということです。</p> <p>続きまして、学校、スクールソーシャルワーカーへの啓発として、入間市内の小中学校は27校ありますが、こども支援課の職員が出向いて、ソーシャルワーカーや先生方に心配なお子さんがないかお話を伺ったり、情報共有し、顔を見せることで関係づく</p>
-------------	---



りを行ったりしています。

学校はある意味、お子さんの一番身近な機関でありますので、学校でヤングケアラーを把握できるような工夫が必要かなと思います。ただ、最近ニュースでもありますが、先生方の負担が大きいので、これ以上負担が増えないような形で仕組みづくりができればいいかなと思っています。それから、業務中の研修参加は難しいので、開催日時等については検討が必要かなと思います。

支援機関に対しては市関係部署連携会議があります。これは市の関係部署が集まって、定期的な横のつながりを行うための連携会議です。また、市内の事業所に訪問を行っており、今年の7月から順次訪問して顔の見える関係を構築し、連携を深めていきたいと考えています。

続きまして、(2) 早期発見の視点・方策としましては、先生やスクールソーシャルワーカーから情報を聴取するなどして発見に結び付ける。それから、市の関係部署や事業所、民生委員さんなどを通じまして、早期発見・情報提供を依頼しています。また、市支援マニュアルを市の全課に配布しました。それから、こども支援課で既に関わりがあるお子さんについては、改めてヤングケアラーかもしれないという視点を持ちまして、アセスメントを実施しています。

次に2の相談窓口ですが、新たな相談窓口として、今年の4月に市役所の組織機構を見直し、福祉総務課に総合相談支援室ができました。ヤングケアラーのみならずケアラー全般や福祉や生活に関する困りごとを相談できる場所としており、来所・電話・メール・FAXなどによる相談を行っています。

伴走型、ワンストップで対応をしています。

また、2の既存窓口の活用では、昨年12月から、こども支援課の児童相談担当にヤングケアラー支援窓口を設置し、ヤングケアラーの相談についてはここで受けますよということを明確化しました。来所や電話・メール・FAXなどによる相談に対応しています。

今後、正職員および家庭児童相談員の中からヤングケアラー支援の担当者を選出し、市関係部署等との連携などを中心に担い、行っていく予定です。ヤングケアラーを把握した際には、児童相談担当で受理会議を行い、個人の偏った意見ではなく組織として判断を行うようにしています。

ヤングケアラー本人からの相談というのは、なかなかないこと

が想定されますので、こども支援課からプッシュ型、こちらから外に出て行ってアウトリーチすることにより、学校等でヤングケアラーが疑われるお子さんや支援が必要なお子さんの有無を確認したり、身近な場所で相談できる環境を整えたりしていく必要があると思います。

市関係部署の関係機関から相談を受けた際に、市の対応や支援が不透明であると相談しにくいことも考えられますので、相談後の流れを分かりやすく周知していく必要があるかと思っています。

3の信頼関係づくりですが、児童や保護者がヤングケアラーとして認識していない、家族の機能・役割と認識している場合があるため、ヤングケアラーかどうかというところから介入するのではなく、本人たちが何に困っているか、そういったところからアプローチしていくことが良いと思います。支援者である前に理解者として認識してもらえるように対応するように心がけることや、信頼関係を築くまでに時間がかかると思うのですが、時間がかかることで本人たちの負担感や影響が大きくなるという側面もあると思われます。

工夫として、対応する人によって対応方針や方向にブレが生じないように、関係者間で共通認識を持って行うようにしています。本人から情報共有の同意が得られない場合でも、要支援児童として市関係部署間で情報共有を図り、アプローチが可能な部署から信頼関係づくりを行い、こども支援課も入り込んで一緒に対応しています。

3の(2)アセスメントシートについては、初期情報シートを市の支援マニュアルの中で定めています。ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントの内容をインテークがしやすいように、子どもの権利ごとではなく生活の場面ごとに項目を整理しています。

3の(3)早期介入の判断については先程申し上げたとおり、ヤングケアラーが疑われる場合は、こども支援課内で緊急受理会議を行い、ケース会議が必要と判断された場合にはケース会議を行うことで、多機関で判断、役割分担を行うようにしています。

課題としては、やはり個人情報の共有に課題があったり、ヤングケアラーの支援の優先度が部署で異なるために対応が遅れたりする可能性があることです。それから、生活に直結する課題ではない場合は埋もれてしまう可能性もあります。

4の(1)庁内連携体制ですが、所管課としてはこども支援課が調整役となります。支援の主体となる部署は一応ヤングケアラー

<p>田中議長</p>	<p>に関しては、こども支援課を含めて今のところ12の部署が関係部署かなと考えています。</p> <p>会議の持ち方は、4つありまして、①市の関係部署連携会議。こちらは課長職が集まって情報共有を行います。それから②実務者会議は、担当職員の集まりです。それから③ケース会議。こちらは支援を行う関係機関が集まり個別ケースを検討する会議です。それから④受理会議があります。</p> <p>時間の関係でこのあたりで終わらせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>すみません。たくさんの資料をご準備いただいて、十分な時間を取れず申し訳ありませんでした。また、後ほど今お話しいただけなかった部分についても触れていきたいと思います。木下委員、ありがとうございました。</p> <p>入間市においては7月よりヤングケアラー支援条例が制定されて動いているというところもある故、体制としてもボリュームのある情報が盛り込まれているようにも感じます。後ほど、特に庁内の連携体制などをもっと伺いたいなと思うところです。ありがとうございます。</p> <p>では続きまして、富士見市さん、よろしく願います。</p>
<p>猪野塚委員</p>	<p>富士見市子ども未来応援センターの猪野塚です。よろしく願います。</p> <p>富士見市は、この会議には幾つかの部署で参加させていただいていますが、本日は代表して私から取り組みをご報告させていただきます。</p> <p>初めに、当市ではヤングケアラー支援について市としてどう取り組んでいくかというところが、まだまだ調整中の部分が多くて、今回様式を頂いたのですけれども、なかなか記載できていない部分が多くなってしまっていることをご容赦いただければと思います。また、代表して私がお話しさせていただくので、内容が子ども未来応援センターの取り組みに少し偏ってしまうところもあるかと思うのですが、そのあたりもご理解の上で聞いていただければと思います。</p> <p>富士見市の基本情報（人口規模）は、入間市さんよりも少し規模が小さいぐらいの自治体になっています。お子さんの人口についても微増、あるいは横ばいぐらいで推移している状態になっています。</p>

1の(1)早期発見・把握、理解促進に向けた啓発ですが、実態把握の調査は現時点ではできていない現状にあります。普及啓発は、国や県で作成したチラシを関係機関に配布したり、お子さん向けに県が作成されたヤングケアラーハンドブックの配布をしたりして実施しています。今後実態把握や普及啓発をどのように行っていくかが課題なのかなと感じています。

続きまして、1の(2)早期発見については、これもまだ課題が多いところではありますが、それぞれの部署でアンテナを高くして、ご相談の中で、もしかしたらヤングケアラーなのではないか、何か困っているのではないかというようなことが発見された場合には、詳細な情報収集をした上で、支援等が必要な場合には早い段階で関係部署や機関と情報共有を行いながら連携していくようにしています。

また、教育相談室としては、お子さんに対しては学校において児童・生徒の面談をしたり、学校での困りごとアンケートなどを実施したりする中で把握するように努めています。

お子さんとの面談という点で、最近あった事例でぜひ共有したいと思ったことがありました。子ども未来応援センターで2~3年関わっているお宅です。高校生の女の子の家庭なのですが、弟さん妹さんがかなり多くいる母子世帯のお宅です。高校に進学して、すごく繊細なお子さんなので、お友達との兼ね合いなどがなかなかうまくいかない中で不登校気味というか、学校に行けなくなってしまいました。そのお子さんが学校で先生と面談をしたのですが、その時に、言い方はあれですけども、ヤングケアラーを疑われたというか、下の弟、妹の面倒を見させられているのではないかというようなことを言われてしまったと。それがすごくショックだったと。それを家に帰ってお母さんに話すわけです。「そんなこと言われちゃったんだよ」と。そうすると、お母さんも「えっ」と。そのようなことはないのにとになってしまいました。

実態としては、母子世帯できょうだいも多いということで、下の子の面倒を見ているということがあり、先生も心配して声をかけ、面談の中で聞いてくれたのですが、ヤングケアラーという言葉だけが先走ってしまって、ご本人、あるいは家族が嫌な思いをすることがあるのだなという事例が、最近ありました。

ですので、こういった面談や実態把握というのも慎重に進めていくことが必要なのだなと感じています。

続いて2の相談窓口については、来年度以降、重層的支援体制整備事業を実施していけるように、市として今動いているところ

です。現状としては、先ほど申し上げましたように各部署におきまして、相談があればお話を聞いて必要な部署と連携しながら支援をしているというのが現状になっています。ヤングケアラーかもしれないお子さんにとっての相談窓口は、教育相談室、あるいは子ども未来応援センターが相談窓口のメインになっています。

実際に、支援者の方や近隣の方から、ヤングケアラーについてのご相談が少しずつ増えてきている状況にあります。少し前には地域の方から、自分が働いているお店にアルバイトに入ったお子さんが、「自分が働いて家計を助けなきゃいけないんです」という発言をしていて、ヤングケアラーなのではないかと心配になって連絡しましたというご連絡をいただいたこともありました。少しずつヤングケアラーという言葉が色々な方に知られることで、相談につながることもあるのだなと実感したところです。

続きまして、3の信頼関係づくりですが、まず留意点として、事前に得た情報について知っている前提で話をしないことを心がけています。また、あくまでも本人（当事者）から状況を聞き取る姿勢を持つことを重視しています。どうしても心配な家庭の情報は関係者同士で情報共有をすることが多いですが、本人から聞いたわけではないのに知っているかのように本人と話してしまったりすると、向こうはなぜ知っているのだろう、どこまでばれてしまっているのだろうと思われる場合があります。知っているけれども、あくまで初めて聞くようにお話を聞く姿勢を持つようにしています。

また、工夫については、当事者であるお子さんと直接つながって話ができるように気を付けています。また、お子さん自身から聞き取った内容については、本人の確認を得ずに保護者等に伝えないようにしています。何となく保護者と子どもとなると、「お子さんは、こんなこと言っていましたよ」と言ってしまうがちかとは思いますが、やはりお子さん本人にも思いがあったり、親に言ってほしいこと、言ってほしくないこと、親には言えなかったけれども私たちには言ってくれたことというのがあるかなと思うので、保護者も知っておいたほうが良いと思った内容については、確認を得てから伝えるようにしています。

課題・方策については、やはりご本人がヤングケアラーだと思っていなかったり、保護者の方にお話しさせてほしいと言うと、それはやらないでほしいとか、必要ない、大丈夫ですというお話があったり。あとは、支援自体の介入を拒否する場合がありますが、そういった場合にどうアプローチしていくかが課題かなと

書かせていただきました。

3の(2)アセスメントシートは、ヤングケアラーに特化したものは特になく、お子さんだけではなく世帯全体を捉えられるようなシートを使用しています。子ども未来応援センターは子どもの総合相談窓口ということで看板を掲げているので、ヤングケアラーだからということではなく、お子さん自身が困っていることのご相談で関わらせてもらっているのです。そういった全体を見られるようなアセスメントシートを使っています。

また、早期介入への判断については、アセスメントシート等を活用して、児童虐待と判断される場合にはと書かせていただいたのですが、介入が必要なだけでも本人から同意が得られないことや、親御さんが支援の必要性を感じていない、完全にネグレクト状態になってしまっているといった場合には、児童虐待通告の対応として介入していくようにしています。

続いて4の多機関連携の仕組み、調整役についてです。こちらも先ほど申しあげました重層的支援体制の整備に伴って、今後調整し、仕組みづくりというものができていけばと考えています。現状としては、先ほどと同じように多機関で情報を得つつ、必要に応じて連携を図っているという現状になります。

4の(2)庁外機関との連携体制については、学校や各種事業所、医療機関や市町村社協など、原則的にはご本人たちの同意を得た上で情報共有や関係者会議を実施するようにしています。また、必要に応じて同席での面談や同行訪問を実施しています。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、内容によって協力を仰ぎたい内容がある場合のみ情報共有を行っています。基本的には何かあった時に情報をこちらがいただくという関係性で関わらせていただいています。

次の民間支援団体ですが、子ども未来応援センター自体が地域の子ども食堂やフードパントリー、居場所づくり等の団体を支援する取り組みをもともと実施しています。こういった団体と連携しながら、支援をさせていただいています。民間支援団体も、基本的にはご協力いただきたい時に情報共有をして連携しており、何かあった時にこちらが情報をいただくという関係性で連携を図っています。

今回の推進協議会に参加されていらっしゃる彩の国子ども・若者支援ネットワークさんについては、市福祉政策課にて生活困窮者自立支援法に基づいた学習支援を委託させていただいているので、本当にいつもお世話になっていますし、子ども食堂ネットワ

	<p>一クの東海林委員にも富士見市で、いつも子ども食堂やパントリーを実施していただいています、ご協力をいただいているところです。</p> <p>連携体制の工夫としては、関係機関との顔が見える関係性づくりに努めているというところです。課題については、やはり個人情報取り扱いを挙げさせていただいています。</p> <p>5の個人情報の取り扱いについては、基本的には、ご本人たちの同意を前提とし、共有する内容は必要最小限にとどめています。ただ、命や生活に関わる緊急性が高い場合には、法的根拠に基づいて情報共有を行う形を取っています。</p> <p>工夫として、当事者には、知らないうちに勝手に情報を共有されない権利と書いたのですが、そういった権利がある前提をもって、それぞれの機関がまずは当事者から情報を得るように心がけるようにしています。</p> <p>続いて、同意の取り方ですが、同意を得たとしても、都度、その時に聞いた内容をどこの誰と共有させてもらっても大丈夫ですかと伺うように心がけています。</p> <p>6の新たな支援サービスの検討については、重層的支援体制を今後整備していく形になりますので、その中でこういったサービス、支援が必要なのかを検討していければと考えているところです。</p> <p>また、7の民間支援が必要なことは、行政が対応できない時間ですね。夜間や土日の支援が必要なケースへの相談支援や SNS などを活用した相談支援に、ぜひ民間支援という形でお力添えをいただければいいなと思っています。</p> <p>最後の6、7のあたりにつきましては、まだまだ市として協議していかなければいけない部分になりますので、この協議会を通していろいろ勉強させていただいたところや他自治体の取り組みを参考に、今後検討していければと考えています。</p> <p>どうもありがとうございました。それでは続きまして、鳩山町さん、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>鳩山町、長寿福祉課の新井です。よろしく申し上げます。</p> <p>鳩山町の基本情報ですが、先ほどの2つの市に比べると、圧倒的に小さい町になっています。人口規模が、富士見市のお子さまと同じです。お子さまが444人ということで、ミニマムな町になっています。</p>
田中議長	
新井委員	

まず、鳩山町の実態把握としましては調査ということではなく、常時行っているような状態です。対象世帯からの相談や関係者からの情報提供ということで、ヤングケアラーに関わる世帯というのがどの程度いるかを積み重ねている状態です。

また、普及啓発につきましては、子ども、住民に関しましては埼玉県が作成しましたヤングケアラーの冊子等を配布させていただいています。学校や支援機関に関しては、重層的支援体制整備事業を鳩山町は行っていますので、そちらのチラシと併せて、ヤングケアラーが今課題になっていますのでと啓発をしています。

続きまして、1の(2)早期発見ですが、重層的支援体制整備事業によって多機関協働・アウトリーチ・支援会議、こういったものを活用して支援対象と思われる世帯の情報を多方面から受け止める体制を整えています。具体的には、各相談窓口に寄せられた相談の中から、ヤングケアラーと思われる世帯について関係者の支援体制を構築したり、ヤングケアラーが相談を望みながらも直接相談することが難しい場合は、そのヤングケアラーに合った形で接触したりし、アウトリーチを図っています。

また、なかなか相談につながらないケースについては、社会福祉法第106条の中に規定されています支援会議によって情報共有を図るなど、様々な方面からアプローチを行っている状態です。

相談窓口に関しましては、重層的支援体制整備事業を鳩山町社協に委託して行っています。鳩山町の総合相談支援窓口ということで、こちらが相談の窓口を担っています。よって、ヤングケアラーに特化したものではなく、既存のもので相談を受けています。

工夫としては、深谷市社協のSNSを通じた相談窓口の設置を参考にして、7月からLINEでのヤングケアラー相談窓口を開設しています。こちらは社協が率先して、この協議会の1回目が終わった後、すぐにLINE相談をやりますということで社協が言っていたので、ではお願いしますということでやっていただいています。

続きまして3の信頼関係づくり、アセスメント、早期介入の判断です。こちらは先ほど富士見市さんのお話があったのですが、周りからの視点と本人の困りごとや課題に温度差がある場合があります。支援を周りが過剰に考えてしまうと不信感を抱くこともあるかと思しますので、支援側が多くの支援介入を行うことなく、この方に合った課題把握を適格に行いながら、距離感を詰めて支援ができればと留意しています。

工夫としましては、話しやすい相手、話しにくい相手がいます



ので、相談窓口の方を1人に絞らないようにというのが一番いいのかなと思います。男性であったり女性であったり年齢であったり、その方のキャラクター、先生であったりケアマネであったり支援員であったり民生委員さんであったり、いろいろな方、できる限り多くの選択肢の中から相談がしやすい方をピックアップできればと考えています。うまくいくケース、うまくいかないケースがあるとは思いますが、ヤングケアラーと関われる相談者も多くいるわけではないので、信頼関係をできる限り築きやすい方をマッチングできればと考えています。

3の(2) アセスメントシートについても先ほどの富士見市と同じように、既存のアセスメントシートを活用しています。私たちはヤングケアラーに特化して相談を受けているということではなく、その家庭全体を支援するというので、ケアラーに特化したアセスメントシートではなく、その家庭、その方個人のいろいろな課題に対応できるアセスメントシートを使わせていただいています。

3(3) 早期介入の判断について、当然のことですが、ケアが必要な方がいれば必ずケアラーがいる。これは当たり前ですが、その視点にきちんと立ったところで、ケアラーがいるということは少なからずその方は何かしら生活の課題を抱えている可能性があるという考えで支援をさせていただいています。医療や介護の関係の支援だけで対応できる範囲であれば、積極的な介入は必要ないかと思います。できる限り見守りということで、先ほどの図にもあった見守りというところで行政は関わらせていただければと思うのですが、複合化、複雑化していたり、介護疲れが如実に現れていたりするケースに関しましては、できる限り早い介入ということで、支援者がその方の生活を支えられる体制整備を整えられればと思っています。

しかし課題としては、先ほど宮崎さんや野口さんからも似たような話があったかと思うのですが、解決がすぐに図れるわけではないので、早期介入したからといってすぐに解決を図れるわけではないということが課題なのかなと考えています。

多機関連携の仕組み、調整役については、基本的には重層的支援体制整備事業の所管課は、私たち長寿福祉課になっています。実際の支援等に関しましては長寿福祉課と社会福祉協議会が連携させていただいています。多機関連携に関しましては町全体、庁舎全体が関係者ということでさせていただいています。具体的には、重層的支援会議を全体会として、町全体のいろいろな課題

を共有する会議を開催しており、ここでヤングケアラーの話を共有させていただいています。

既存の共同体との連携については、こちらの連携体制やフォーマットがあるわけではないのですが、とにかく柔軟にケースによって対応しているというのが現状です。工夫としましては、重層的支援体制整備事業における支援会議を活用することで、十分な対応ができていると考えています。私たちはとにかく重層に頼りきりで、ここでできる限り徹底的に協議できる場と考えています。

続きまして、4の(2)庁舎外の機関との連携については、とにかく支援会議を通じて各機関、徹底的に対応するケースがあればお願いしますということで来ていただき、協議する体制を整えています。

5の個人情報の取り扱いについては、基本的には個人の同意を取らせていただいて支援に入ることが多いのですが、困難ケースであったり早期介入が必要なケースであったり個人情報の取り扱いに関する同意が取れないケースについては、支援会議を使って情報共有をしています。

同意の取り方の工夫ですが、これも課題に挙がるかと思うのですが、正直、家族全員から同意を取るのには現実的ではないので、やはり誰か相談者から直接お話をいただいて、家族の情報等も共有させていただくねということで同意を取らせていただいているのが現状かと思えます。

7の行政では担えず民間の支援が必要なことについて、正直、民間も財政的にだいぶ厳しい状態です。民間にばかり求めて、行政は得意ではないから民間でお願いねということをやり過ぎてしまうと、行政と民間の亀裂が生じかねないかなと私自身は考えています。できる限り、行政と民間が足並みをそろえて、そして財政的支援をしっかりとされながら、できる限り民間の支援に頼っていく、そのバランスを取ることが必要なのかなと考えています。

8のその他として、今日は宮崎さんや野口さんが来ていただいているのですが、私たちだけではどうにもならないところがたくさんあるので、当事者からの意見をより多く聞くことで、先ほどの民間支援や行政支援、そういったものがより幅広くできるのではないかと考えています。

田中議長

7月からLINEの相談も早期に始めたという、そのスピード感に驚きを隠せません。どうもありがとうございました。

3市町からご報告がありました。ささいなことでも結構です

<p>木下委員</p>	<p>ので、事実確認なども含めて委員の皆さんからご質問がありましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>では、私から1点入間市の木下委員にお伺いしたいのですが、早期発見のところで、改めて既に関わりのある児童について、ヤングケアラーかもしれないという視点を持ってアセスメントを実施という記述があるのですが、そういった意識を変えていくと何件ぐらい、具体的な事例が浮かび上がってくるのでしょうか。可能な範囲で結構ですので、気付くことで変化した、アセスメントにつながった、より丁寧に話を伺えたというケースは、ありますでしょうか。</p> <p>ヤングケアラーではないかと、色々な機関、学校や地域包括支援センターなどから26件来ています。そのうち5~6件は、昨年12月から相談を受けており、以前からヤングケアラーのようなお子さんがいるということで情報がありました。実際、26件全部の審議というかアセスメントは終わっていないのですが、今のところ3件がヤングケアラーではないかと判断しています。ただ、まだ支援に結び付いていません。父母のご理解と申しますか、なかなか承諾が得られない状況ですので、今後も継続して見守りやお話をさせていただく状況です。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。具体的な情報をいただきました。資料2のヤングケアラー支援の流れをみて、私も話をしているところですが、実際に気付いて発見がされて、アセスメント、お話を伺うという段階になって、今その関係づくりの段階なのかもしれませんし、実態としてはヤングケアラーの状態があるお子さんの思いなども伺うところなのではないでしょうか。プランニングも今後考えて、ご家族、ご両親等の連携などが取れていくと、プランニングをして支援に結び付くという、そのようなプロセスで今後考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
<p>木下委員</p>	<p>そうですね。中には要保護児童対策地域協議会のケースとして関わっているご家庭もあり、定期的にご家族に関係している部署もありますので、そういったところと連携して進めていきたいと考えています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>ありがとうございます。既にある要保護児童対策地域協議会等の既存の協議会とは別に、ヤングケアラーに特化した相談窓口で</p>

木下委員	<p>あつたり、支援体制を作つたりしていると捉えています、その点は合っていますでしょうか。並行しているということでしょうか。</p> <p>そのとおりです。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。清水委員から手が挙がりました。お願いします。</p>
清水委員	<p>埼玉県民生委員・児童委員協議会の清水です。よろしくお願ひします。3市町さんのお話、ありがとうございました。</p> <p>聞きたかったのは、県で高校2年生を対象に全生徒さんの調査を1回行ったとお伺ひしたのですが、入間市さんは小学校、中学校で、低年齢のお子さんからの状況を把握したご報告がありました。こういった調査は、各市町村で個別にやる案件なのか、それとも県として小学校、中学校のお子さんの実態調査を行うのが良いのかそういった方向性は、あるのでしょうか。</p> <p>それと、当事者のお話を聞いていると、高校生になっていろいろ進路の問題などがあるということですが、小学校、中学校のころにある程度のつながりができれば、高校生になってという形よりも前もっての色々な支援やつながりができるのではないかと思います。小学校、中学校の段階に応じて把握ができたほうが良いのかなというのと、中学受験、高校受験の進路指導など色々な節目で人生のポイントがあると思うので、そういったところで支援につながる動きをやったほうが良いのではないかと感じました。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。今のご質問は、県の施策の視点もありましたけれどもいかがでしょうか。宮下委員お願いします。</p>
宮下委員	<p>県では、令和2年度に高校2年生を対象に調査をさせていただきました。</p> <p>清水委員からのご質問で、小学校、中学校などの調査を市町村でやっている例はあるけれども、県として、全体としてやったほうが良いのではないかというご質問だったかと思ひます。令和2年度はヤングケアラーという子どもたちがいるのかいないのかということで、調査をするという意味合いも大きいところでした。その子どもたちには、どのような支援が必要なのか、どういうことで困っているのかということ調査させていただきました。</p>

	<p>ただ、今は国でも小学校、中学校、あるいは大学生というものの調査は進んでいます。あるいは市町村でも、小学校、中学校、高校というところで調査が進んでいます。その中でも、ヤングケアラーという一定程度の子どもがいることは、そこで把握はできているのだと思うのです。だとすると、これからはどのような支援をしていくのかという段階になってくると思います。例えば支援が必要な子どもを発見するような調査ということであれば、県では難しいのかなと思っていますので、市町村にお願いをするというスタンスで考えています。</p> <p>清水委員、いかがでしょうか。</p>
<p>田中議長 清水委員</p>	<p>ありがとうございます。ぜひ、小学校、中学校も各市町村で実態調査が行われて全体像が把握できて、それに向けてのきめ細かい対策に結び付けていくのがいいのかと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>田中議長</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。併せて、ヤングケアラーの可能性のある方だけではなく、ケアマネジャーや色々な事業体に対しての意識調査や支援の実態の調査などを行うと、アンケート調査をすることで、ケアマネさんが、今抱えているケースの方でヤングケアラーかもしれないと気付く場合もあつたりしますので、そういった観点も必要ではないかと個人的には思います。</p> <p>その他、全体の3市町さんのお話を踏まえて、そしてヤングケアラー支援における課題や協議事項の中で、いかがでしょうか。多機関の連携の部分。具体的に言いますと資料1の4の市町村行政における相談窓口と、あと各機関の連携調整という観点と、あと6の地域における連携体制の場づくりの調整のところを少し優先的にお話できればと思います。</p>
<p>土屋委員</p>	<p>アスポート学習支援の土屋です。富士見市さんに質問です。</p> <p>まさに今、田中先生がおっしゃったような多機関との連携というところで、学校との連携についてです。先ほどきょうだいの面倒を見させられているのではないかとこのものを先生が見てたケースですが、先生は多分、どこからか情報を仕入れてそれを言ったと思うのです。子ども未来応援センターから学校としてこのようにもう少し連携できたらいいな、理解してもらえたらいいなというところがあるかどうかというのが1つ。</p>

<p>猪野塚委員</p>	<p>もう一つ。今回の3つの行政の方ではなく、教育委員会の方に伺いたいのですが、私は間に入っているのによく分かるのですが、学校の先生というのはものすごく忙しくて、すごく大変だと思うのです。そういう中で、子どもの目から見ると子どもの生活は家が半分、社会的な活動として学校が半分。この2つの中で、家のことが色々あって学校に行けていないことや、学校に行くのが大変になっている、あるいは勉強ができないので将来設計がうまくいかないというのが大きな問題だと思うのです。学校の先生たちもすごく大変な中で、先生としてはどのようなサポートをこういう子どもたちにしてもらえたらうれしいのだろうか。そういう視点というのは、すごく大事だと思うのです。</p> <p>例えば、宿題を出してこないのだったら、宿題をやってきてくれたらということや、不登校の子の家庭を訪問してくれたらなど。あるいは相談部会というのがあると思いますけれども、そういう相談部会のところで出てくるような課題。恐らく宿題が出ないことや不登校や相談部会など、かなりヤングケアラーと関係していると思うのです。そういうものを学校の目線から、こういうものがあったら助かるという、この2点です。</p> <p>まずは富士見市さんで、学校に期待するようなことをお聞かせ願えたらと思います。</p> <p>実際のところ、学校と連携させていただいている部分もとても多くて、すごく連携が取れる学校とは常に情報共有をしながら、「ここはもう少し学校で家庭にアプローチしてみますね」とお話しいただき、一方で私どものほうでは、「では、こちらはこう対応してみます」というような、本当に連携を図りながらやっている学校も多くあります。</p> <p>一方で、なかなかそういうことが難しい学校も正直あります。心配なお子さんがいるのだけれどもとお電話をいただくのですが、その連絡をもらったただけだと私どもは何もできないという言い方はあれですけれども、動くことが難しく、そのご家族につないでいただくことや、お子さんと会わせていただくなど、何かつなぎの部分をお願いしたいとお話をさせてもらっています。多分困っていらっしゃるのだと思うのですが、一緒にというのがなかなか難しいと感じる学校が中にはあるかなと思っています。</p> <p>あとは、校長先生や管理職の方が代わると、各学校の方針が変わったりというのも、よく色々な場面で聞くお話かなと思っています。どの学校とも同じように連携を図りながらできればいいな</p>
--------------	--

土屋委員	<p>と感じています。</p> <p>ありがとうございます。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。学校側が民間の色々な団体に求めることの部分で、富士見市さんに限らずで、学校の立場からというところで、教育委員会のお立場からご発言いただいてもよろしいでしょうか。</p>
有賀委員	<p>県教育委員会の人権教育課の有賀です。先ほど富士見市さんからの話は、学校の対応の仕方ですよね。連携をしやすい学校とにくい学校があるという話だと思うのです。</p> <p>学校現場、特に県立学校の経験でいいますと、やはり対外的な問題というのは主に管理職がやるという形になっています。ですので、その管理職の方の今までの経験や、福祉とやりとりをしたことがある管理職の方とそうではない方といますので、その面で違いが出てくるのかなという気がします。</p> <p>基本的には、担任の先生は多機関の連携といっても、その機関とは、なかなかやりとりしません。家庭に行ってという話はあると思うのですが、私も1回不登校の生徒のところで多機関連携をしたことがあるのですが、抱えている案件が多くなってきましたと、大体普通管理職の方は1人か2人しかいませんのでいっぱいいっぱいになってしまいます。あと、県立高校ですと遠くの市町村との連携は当然しづらくなりますし、そういう事情もあるかなと思います。</p>
土屋委員	<p>ありがとうございます。恐らく県立だと高校というのが中心になると思います。学校種にも結構よるのかなと思います。もし小中学校で、担任の先生としては、こう思うというのがもしあればお願いします。</p>
田中議長	<p>そうしましたら、富士見市教育委員会の小関委員、お願いします。</p>
小関委員	<p>私は、スクールソーシャルワーカーとして県から教育相談室に派遣されている者です。富士見市では、富士見市の教育相談室には8名の相談員と、あと副ソーシャルワーカーがいるのですが、その8人が必ず毎学期学校を回るのです。学校で相談を受</p>

土屋委員	<p>けて、その情報を子ども未来応援センターとも共有しています。ですから、子ども未来応援センターで少し話しづらいという場合には、割と教育相談室からその学校に行って話をしたりということをしているのが現状です。</p> <p>ありがとうございます。</p>
田中議長	<p>矢野委員、ご発言をお願いします。</p>
矢野委員	<p>土屋委員から小学校の担任の先生、中学校の担任の先生はどのように思っているのだろうと、一番現場に沿った疑問をいただいたのですが、有賀委員がおっしゃったとおり、学校はヤングケアラーの問題だけではなく、不登校やいじめ等様々な課題を抱えている中で、担任としては、学校にさえ何とか来てくれれば、そこでその子たちに十分な心の栄養を与えてあげたり、希望を与えてあげたりすることが担任の先生としてはできるのだけれども、そのスタートラインに立つために、例えば朝迎えに行かなくてはならない、放課後送り届けてあげなくてはいけないというところまで担任の先生に負荷がかかってくると、恐らく担任の先生も目いっぱいになってきます。ですので、学校にたどり着くまで、もしくは学校から家に帰るところ、そのあたりにフォローアップがあると助かります。担任の先生としてできることの多くは、学校という敷地内におけることです。当然登下校も管理下ではあるのですけれども、学校という敷地内で何とか支えてあげようということに注力できれば、担任としては、とても助かります。</p>
土屋委員	<p>ありがとうございます。すごく分かります。結構最近、学校の先生から頼まれるのです。朝起こしてくれとか一緒に来てくれ、迎えにきてほしいなど。頼まれたら私たちはやりますので、本当にその気持ちはすごく分かります。ありがとうございます。</p>
田中議長	<p>貴重な情報共有、ありがとうございます。地域の子どもの居場所、フードパントリーという立場で草場委員はいかがですか。</p>
草場委員	<p>埼玉フードパントリーネットワークの草場です。 地域でパントリーも子ども食堂も学習支援もしながら、あと民生委員の主任児童委員でもあるので、実は該当の中学校には不登校の子たちが行くさわやか相談室に週に2回通ったりしていま</p>



	<p>す。校長先生や教頭先生とも個別の生徒さんの悩み、問題、課題を共有しながら、相談室の相談員さんとも個別の生徒さんの話を聞きながら、不足の部分を地域の学習支援の場で行い、お互いにサポートしながらということを進めています。そういう意味では、個別の学校とはうまく回っている部分が、実はあります。ただ、それが広く市域の学校で全て行われていることではないので、そこが難しいところですね。私は主に市民活動的にも、それから主任児童委員という立場的にも、両方、学校に関わっているといういい位置にあるので、そういうことを進められています。</p> <p>恐らく、主任児童委員というのは守秘義務を持ちながら学校と接点を持っているという、とてもいい位置にいる人たちなのです。例えばヤングケアラーの情報を共有する難しいところを少し解消しながら、学校も少し安心して共有できる。主任児童委員が地域にいたので、まずは共有できる範囲を広げてぜひその方を活用しながら、少しずつ学校がしてほしいことなどを外に出していただいて、情報を共有しながら地域でできることが進んでいけばいいというのが、私が地域で活動していて思うところです。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。資料2のヤングケアラー支援の流れというフローの図を見ますと、例えば実践から最初の支援基盤づくりのところすでに日常的にというか、適宜という形で学校との連携が既にケースのご相談や情報共有をされるというのが、民生委員・児童委員さんが個人情報のところでも有用であるというお話だと感じました。</p> <p>定期的な会議の場のような連絡の場というのは、あるのですか。</p>
草場委員	<p>定期的なところに参加しているわけではなく、個別のケースについてですね。相談員さんや、校長先生から話があったり。この子は地域で見守ってもらいたい、地域でサポートしてほしいという案件が出てきたら、その個別のことについて相談を受けるという形です。個別の学校、私が担当する小学校、中学校では、十何年やっているので多分、学校と信頼関係ができていて、校長先生が代わられても信頼をいただいているのかもしれませんが。</p>
田中議長	<p>ありがとうございます。要保護児童対策地域協議会にもご参加されているのですか。</p>
草場委員	<p>要保護児童対策地域協議会は、よほどのことでないと声がかか</p>

<p>田中議長</p>	<p>らないので、ほとんど参加していません。</p> <p>あえて定期的にですかと伺ったのは、そういった要保護児童対策地域協議会の部分や、既にある重層的支援体制整備事業の会議体のところで、定期的にそういったヤングケアラーのことについて確認をや、支援の進行管理など、また体制づくりということも含めて、そのような場が必要なかどうかということも意識した上で発言したところでした。ありがとうございます。</p> <p>参考1の資料で個人情報の、先ほども富士見市さんのお話でも、どう個人情報を共有するかという話がありましたので、ご提供お願いします。</p>
<p>事務局 (県社協 大島主幹)</p>	<p>埼玉県社協の大島です。参考1の資料をご覧ください。こちらは厚生労働省の多機関・多職種連携のマニュアルの中に、個人情報共有に係る考え方の例を参考に出させていただきます。</p> <p>ここでは3点でまとめていまして、学校から教育委員会に対してアセスメントシートを提出してもらい、要保護児童対策地域協議会に通告するという流れの中で情報を共有するというパターン。それから、自治体の個人情報保護審議会にかけて情報共有可能な状況をあらかじめ整えておくという方法もありますということ。3点目として、児童福祉法に基づく要支援児童としての市区町村への情報提供ということで、整理しています。やはり児童虐待につながる危険なケースという前提の中で取り扱っていくということが、1つの方法としてあるということになります。</p> <p>下段は、重層的支援体制整備事業において、先ほど鳩山町の新井委員がおっしゃっていただいた支援会議というものが、社会福祉法の第106条の中で守秘義務の適用ということで整理されています。支援会議に参加するメンバーには、守秘義務が適用されますので、鳩山町さんについては、支援会議に位置づけて、必ずこの守秘義務をかけて情報を共有するという整理をされていたかと思います。</p> <p>鳩山町の新井委員から何か補足があれば、お願いします。</p>
<p>新井委員</p>	<p>鳩山町長寿福祉課の新井です。</p> <p>支援会議についてですが、こちらは出ていただいている方に、会議開催の時に必ずこの社会福祉法第106条の支援会議の規定に基づいた会議を開催しますということ、皆さんにお話をさせていただいた上で同意を取って開催をさせていただいています。で</p>

	<p>すので、こちらを開催する時には、必ず長寿福祉課が主体となって、各参加していただく方に対して通知を送って、こういう会議ですので守秘義務が課せられますということで対応させていただいています。</p> <p>学校など全ての機関でご対応させていただいています。学校のヤングケアラーの問題であったり、そういったもののお話があった場合も、学校さんからお話があっても、必ず私たちが主体となって、では会議を開催させていただきますということで、学校さんにまた会議を設定させていただくという形を取らせていただいています。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>鳩山町長寿福祉課の齋藤です。</p> <p>昨年度から支援会議を始めたのですが、この支援会議は、重層的支援体制整備事業をやっていないと使えないことになっています。私は、教育委員会で行っている就学支援委員会にも出席させていただいてまして、そこで学校関係の皆様、こういう支援会議があるので気になることがあったら、守秘義務をかけているので安心してご提供くださいという話をさせていただいてから、より教育委員会、または学校の校長先生、スクールソーシャルワーカーから、どんどん長寿福祉課に情報提供していただきました。それを基にヤングケアラーをはじめ不登校の子など、全て学校関係と共有させていただきながら支援を行っています。</p>
<p>田中議長</p>	<p>どうもありがとうございます。このフローチャートでいいますと、この流れが既に重層的支援体制整備事業の中でも同じように展開されているということでしょうか。この図をご覧ください、さらに鳩山町さんのほうで工夫して鳩山町バージョンはこうですよという点は、ありますか。ご意見などありましたら。そういうものも手引の中でマニュアルを作る際に、幾つかモデルを提示したり、人口規模やいろいろな状況を踏まえて、それぞれ埼玉県内の各市町村さんが選択しやすかったり、ではこういうふうにやってみようかと思えるようなイメージを提示していくのかなと思いますので、ご助言いただけるとありがたいです。鳩山町さんは、いかがでしょうか。</p>
<p>新井委員</p>	<p>鳩山町長寿福祉課の新井です。</p> <p>こちらのヤングケアラー支援の流れは、私たちが重層的支援体制整備事業の支援の流れということで作成させていただいている</p>

<p>田中議長</p>	<p>流れに、だいぶ近い形なのかなと思います。ヤングケアラーということなので、信頼関係づくりであったり、少し特徴的なものはあるのかなと思うのですが、まさしく、まず相談基盤をしっかりつくって、それで相談を受け、しっかり周知啓発も行いながら介入を図って、アセスメントしてモニタリングして。本当に、この流れどおりのものに近いかなと考えています。</p> <p>ありがとうございます。最初の話に戻ると、ヤングケアラーの理解で、必ずしも問題解決というところに限らないという意味では、継続した支援という中の位置付けの大きな枠組みとしたら、見守る形の支援もあれば、共感的に寄り添う形での支援や、お話をじっくり聞こうという支援もあります。様々な支援というのが、この支援に位置付けられるのかなと思いますし、その後のモニタリングというところも記載がありますね。</p> <p>ここで野口さんに聞いてみたいのですが、今、流れが共有されていますが、その一つ一つの関係づくりにおいても、色々な配慮や注意点もあるなと思いますが。野口さんのご経験を基に大切にしてほしいことなど、支援に携わるような任務を負ったりする方に求めることなど、どういうことが必要だと思えますか。</p>
<p>野口氏</p>	<p>先ほどと同じ繰り返しになってしまうかもしれないのですが、やはりいつでも連絡の取り合える関係性は大事だと思います。最初に連絡をいただく時というのは、ヤングケアラー側は知らない人間に連絡をするわけですから。それは、ものすごく勇気の要ることだと思うのです。それに応えるためには、まずその方の話を聞くところから始めてほしいと思います。</p> <p>いつでもLINEをくれる、メールをくれるという関係性になるまで、やはり時間が結構かかるのです。今まで連絡を取った中でも、本当に1回の往復で途切れてしまった方などもいらっしゃいました。例えばネット上のつながりなどで、それがあっても意味弱点だったりするように感じることもあるのです。関係性ができて、このコロナ禍ではありますけれども、やっと対面でお会いできたりということもあります。そこまでいく間の相手への信頼感をつくっていくことは、私もこの活動をしている中で学んでいます。</p> <p>周りの大人の方や支援者に対しても、この人は話してもいいだろうかと何か壁をつくってしまう。子どもや若者の方から見たら、ここまでは話してもいいけれども、ここから先は話さないという線引きというのがあると思うのです。そこをどうやって和らげて</p>

<p>田中議長</p>	<p>いくかというのが大事だと思います。私も 30 代ですし、ヤング、若者ケアラーの方とは、だんだん年が離れていくわけで、感覚も違ってくるなというのは実感としてあります。その中でも、この人は話してもいいのだな、話を聞いてくれるのだなと思ってもらえるまで、本当に根気強く話を聞くというところが、究極、一番大事なところなのかなと感じています。</p> <p>どうもありがとうございます。とても根気強くというところですね。手引きには、信頼関係づくりで元ヤングケアラーの方々の声の中で、このようにしていただいたら、すごくほっとできたり安心できたりなど、そういった声も盛り込みながらというのも大切なことかなと、あらためて野口さんの話を聞いて感じました。</p> <p>私の知っている元ヤングケアラーの方は、大人は最後まで話を聞かないというご発言をいただいた方がいます。何だかんだで、少し話すと「そうだよ」と理解して、大人の話の展開に持って行ってしまったり、ではどういう支援が必要なのと引き出してしまったりというような。私の言いたいことを最後まで聞いてくれる専門職や、そうではない立場のいろいろな大人のことをその方は言っていましたけれども。私の話を最後まで聞かずに遮って話をしだしてしまうというような、そういった経験のある方もいました。やはり最後まで話を聞くというところも大事だなと、今、野口さんの話を聞いて触発されて発言してしまいました。</p> <p>今日、議論し切れなかった部分がたくさんあるのですけれども、また事務局の皆さまから個別にまたご意見を頂戴したり、そういった動きも出てくるかと思えます。委員の皆様から、どうしてもこの場でこの点を伝えておきたいですなど、ありますでしょうか。</p> <p>本当に貴重なご意見、宮崎さんも、野口さんもありがとうございました。限られた時間でしたが、本当に委員の皆さんに貴重なご意見をいただきました。そしてご報告してくださった市町村の皆さん、本当にありがとうございました。</p> <p>今日の議題内容を踏まえまして、また手引の素案を事務局で作成いただくという段取りになります。次回の協議会で手引の素案を基に、あらためて支援体制作りのポイントを確認したり、引き続き協議を続けていきたいと思っています。また、皆さんの事例等のご提供などをご相談させていただくこともあるかもしれませんが、その時には、どうぞご協力のほどよろしくお願いします。</p>
-------------	---

田中議長	<p>それでは、つぎに、(3) その他について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (近藤主査)	<p>(資料なし) 「ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修の実施について」 お知らせ</p>
田中議長	<p>その他、委員の皆様から何か、ご報告事項等はございますか。</p> <p>それでは、これで協議をすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。 ご協力ありがとうございました。</p>
進行：事務局 (県社協 熊井部長)	<p>田中議長、進行ありがとうございました。</p> <p>最後に、次回協議会の日程について御連絡申し上げます。</p> <p>今回は、令和4年10月6日(木)13時30分から開催いたします。開催方法は、原則、集合形式を予定しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、オンライン開催を含めて検討していきたいと考えております。</p> <p>また、第4回を令和5年2月17日(金)に予定しています。御多用中に大変恐縮ではございますが、御予定をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で第2回ヤングケアラー支援推進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。</p>